

様式第1号

令和4年度宮城県商店街ステップアップ支援事業費補助金
交付申請書

宮商店第2022号

令和4年5月13日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

（申請者）

住 所 仙台市青葉区本町3-8-1

団 体 名 宮城県庁商店街振興組合

代表者名 理事長 宮城 商一

令和4年度において、宮城県商店街ステップアップ支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県商店街ステップアップ支援事業費補助金金988,000円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の区分 集客促進事業 ・ 革新発展事業
※該当事業を○で囲むこと

2 補助事業の目的

当組合を構成する各店舗より、新型コロナウイルス感染症対策の実施方法について、どのようにすべきか不安を感じる声が多く寄せられていることから、感染症対策がしやすいよう勉強会を行い、ガイドラインを策定の上、ホームページ等で広く全国に周知し、安心と安全を提供していることをPRするもの。

3 補助事業の内容及び補助事業に要する収支等

別紙2「事業計画書」及び別紙3「収支予算書」のとおり

- 4 補助事業の完了予定年月日 令和5年2月28日

5 関係書類

- (1) 補助事業者等概要書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿

記載例（集客促進）

- (5) 納税証明書（県税）
- (6) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

補助事業者等概要書

1 補助事業者の概要

設立年月日	昭和60年4月1日
構成員数等	構成員数：100名 補助事業の対象とする事業者数：80者
主な活動内容 ※活動目的やこれまでの取組について記載すること。	<p>宮城県庁商店街振興組合は、組合員に必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境整備を図る事業を行うために設立された団体である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大前は、毎年8月6日～8日に行われる仙台七夕祭りに合わせ、仙台市中心部のイベントホールを貸し切り、組合員が調理した弁当や日用品、工芸品の販売を行っていたほか、毎年1月3日に福引き大会や子供向けの輪投げ・射的大会等のイベントを行い、商店街全体の集客を担ってきた。</p> <p>また、共用部分の環境整備にも力を入れ、組合員からの出資金を用いて、商店街内の清掃を毎日できるよう業務委託を行ったり、商店街内の歩道の整備を行ったりしていた。</p> <p>現在は、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行していることから、大々的な集客イベントは行わず、各組合員の店舗における感染症対策の徹底を呼びかけつつ、今後の対応を協議しているところである。</p>

2 事業の対象とする商店街等の概要

商店街等の概況 ※特徴、立地、業種構成、来街者の属性、人通り、課題や問題点等を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴、立地及び業種構成 <p>組合員家族に有名漫画家があり、その漫画家の作品とコラボしている。立地としては、仙台市郊外にあるが、商店街近くに仙台市営地下鉄の駅がある。また、仙台市営バスも宮城県庁商店街前というバス停を設置しており、公共交通機関は整備されている。</p> <p>商店街を構成する業種は、100店舗のうち、飲食店が約50%（うち、酒類の提供を行う店舗が40%）、服飾店が約15%、食料品販売店舗が約15%、服飾以外の物品を扱う店舗が約10%、その他のサービスを取り扱う店舗が約10%となっている。新規出店は年間5軒程度。</p> ・来街者の属性、課題及び問題点 <p>来街者は地域住民のほか、コラボしている漫画家のファンが多く、コラボグッズが多く売れている。しかし、飲食店及び食料品店については地域住民が主なターゲットであり、住民数は減少の一途を辿っている地域であることから、ここ数年は伸び悩んでいる。</p>
---	---

<p>新型コロナウイルス感染症がもたらした影響</p> <p>※感染症前後の来街者や売上の変化，直近の動向等を記載すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症流行前と比較し，売り上げが非常に落ち込んでいる。特に，漫画家とのコラボグッズの売り上げが流行前の平成30年度決算と比べ，令和2年度決算では80%以上減少している。</p> <p>また，いわゆる巣ごもりにより，地元住民を対象とした飲食店及び食料品店も令和2年度決算における売り上げが平成30年度決算に比べ，約30%減少していることに加え，まん延防止等重点措置の影響で飲食店の4月の売り上げは昨年度同月の売り上げと比較し，20%以上，平成30年度と比較すると70%以上の減少を記録している店舗も複数ある。</p> <p>定期的に行っている来街者数調査の結果，平成30年度と令和3年度の4月の第一日曜日を比較すると，平成30年度が1,462人だったのに対して，令和3年度は710人と半分以下に減っている。飲食店の休業が多いことも影響していると思われるが，その他のサービス業でも飲食店のついでに立ち寄っていた顧客が減ってしまい，売り上げが大きく落ち込んでいる。</p>
--	---

- (※1) 設立目的及び活動内容が分かる資料を添付すること。(定款，事業報告書等)
- (※2) 構成員名簿又は補助事業の対象とする事業者一覧を添付すること。
- (※3) 事業の対象となる商店街等の区域が分かる資料を添付すること。(地図等)

別紙2（集客促進事業用）

事業計画書

1 集客促進事業の内容（複数の事業を実施する場合はそれぞれについて記載すること。）

イベント等の名称	新型コロナウイルス感染症対策勉強会
実施期間	令和4年7月12日 ～ 令和5年2月28日
実施内容 ※実施する内容や場所等を具体的に記載すること。	<p>【令和4年7月12日～7月下旬】（補助対象経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各組合員運営店舗を対象に、現在行っている新型コロナウイルス感染症対策について、学生アルバイトを雇用し、組合独自に実地調査及び調査結果の取りまとめ。また、一週間の各曜日における来街者数・来街者の構成（家族・個人・団体・性別・年齢層等）を学生アルバイトが目視調査及び取りまとめ。 外部専門家（疫学・公衆衛生学専門の大学教授等）へ各種アドバイスをいただけるよう依頼。 <p>【令和4年8月上旬～8月中旬】（補助対象経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ結果を画像付きで外部専門家へ提出。その後、外部専門家による各組合員へのオンライン講義、現地確認及びアドバイス（1, 2日目：オンライン講義。3, 4日目：現地確認及びアドバイスの計4日を予定）。 なお、オンライン講義や現地確認及びアドバイスの様子は学生アルバイトが動画撮影を行い、後日組合員へ配布する。 <p>【令和4年8月中旬～9月中旬】（一部補助対象外経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家によるアドバイスの結果を基に、独自のガイドラインを策定する（補助対象経費）。また、十分な対策ができていない各組合員運営店舗の感染症対策用物資を支援する（補助対象外経費）。 <p>【10月上旬～2月28日】（補助対象経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合HPにおいて、ガイドラインを公表。全国に向けて、商店街全体で感染症対策をしっかりと行い、安心・安全な環境であることをPR。 周知後の来街者数・来街者の構成（家族・個人・団体・性別・年齢層等）を学生アルバイトが目視調査し、結果を取りまとめ。2月上旬に外部専門家を再度招き、7月に行った調査と比較し、改善点を評価。結果を組合HPにて公表し、今後の事業運営に活用。 各支払いを全て完了し、事業終了。
実施に当たって講じる感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 雇用した学生アルバイトには調査等の際、マスク着用及び手指のアルコール消毒を徹底する。 事業運営に関わる者が新型コロナウイルス感染症に罹患した時に備え、学生アルバイト含め緊急連絡網を構築し、事務局にて適切な対応を行う。 外部専門家によるオンライン講義の際は、組合員に中高年層が多く、PCの扱いに慣れていないため、貸し会議室（定員80名）へ集まって受

	<p>講することを想定している。そのため、密にならないように同内容の講義を2回に分けて実施する。また、1回の講義の受講者数及び事務局員数は40名以内とする。</p> <p>会議室内ではソーシャルディスタンスの確保を徹底し、全員マスクを着用した上で、会議室入り口のアルコール消毒液で手指の消毒を行う。</p>
--	---

2 実施体制及び事業効果

<p>実施体制</p> <p>※事業の運営体制や他の機関との連携等を記載すること。</p>	<p>【運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は宮城県庁商店街振興組合総務課が事務局となり実務にあたる。また、決裁は、宮城県庁商店街振興組合理事長が行う。 ・事業の実施にあたり、学生アルバイトを2名雇用する。学生アルバイトが業務を行う日時については、振興組合との協議で決めることができることとする。 ・講義等を依頼する外部専門家については、疫学・公衆衛生学について十分な知識があると考えられる者とし、過去の講演実績等も考慮する。 なお、外部専門家については、オンライン講義は1コマ90分程度とし、実地調査及びアドバイスは終日対応いただく。 ・講義を行う場所については、近隣の貸し会議室を事務局が貸し切る。 ・各支出負担行為については、事務局が執り行う。 ・組合HPについては、改修やメンテナンスを特定の業者に委託している。そのため、本HPの改修について複数の見積りを徴して最も安い金額を提示した業者に委託することは通常事業の運営の観点から考えてそぐわないことから、現委託先業者より見積書を徴収し、随意契約によってスポット対応を求める。 ・事業の遂行には組合員の理解及び協力が不可欠であるため、2週間に1回の頻度で回覧板を用いて事業の進捗を知らせ、必要に応じてアンケートをとる。また、毎月1回理事会を開催し、情報共有を図りつつ、議論の中で事業運営の方針を決定する。
<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の感染症対策意識の向上、及び感染症対策の課題の解消ができる。 ・感染症対策が徹底されていることを全国へ周知することで、安心・安全な商店街というイメージの意識付けができる。

(※) 業務委託を予定している場合は、見積書等を添付すること。

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金	988,000	補助対象経費 1,318,000 円×3/4=988,500 円 ≒988,000 円（千円未満切捨） 30 千円×80 者=2,400,000 円>補助限度額 1,500,000 円 補助限度額 1,500,000 円> <u>988,000 円</u>
自己資金	1,269,800	補助事業に要する経費 2,257,800 円－県補助 金 988,000 円= <u>1,269,800 円</u>
その他		
計	2,257,800	

(支出の部)

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費 (※1)	(a)	(b)	(a)×3/4 又は (b)	備考 (※4)
		補助対象経費 (※2)	補助上限額	申請額 (※3)	
講師謝金	165,000	150,000			・講師謝金（1 人） （8月、9月、2 月） @10,000 円×2 日 （講義） @25,000 円×4 日 （実地） @30,000 円×1 回 （ガイドライン監 修）
講師旅費	74,800	68,000			・往復交通費 （8月、2月） @26,000 円×2 回 ・宿泊費 （8月、2月） @8,000 円×2 日
学生アルバ	720,000	720,000			・賃金（2人）

記載例（集客促進）

イト賃金					@1,000 円×4 時間×90 日×2 人
消耗品費	33,000	30,000			・アルコール消毒液 @2,000 円×5 個 ・事務用品 @20,000 円（一式）
印刷・製本費	11,000	10,000			・ガイドライン印刷費 @100 円×100 部
委託料	330,000	300,000			・HP 改修費 @300,000 円（一式）
使用料	44,000	40,000			・貸し会議室使用料 @20,000 円×2 日
備品購入費	880,000	0			・組合員店舗備品費 （コロナ対策備品等） @800,000 円（一式）
合計	2,257,800	1,318,000	1,500,000	988,000	

（※1）「補助事業に要する経費」とは、事業者が事業を行うために必要な経費をいう。（税込み）

（※2）「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、補助対象となる経費をいう。（税抜き）

（※3）「申請額」は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い方の額を記載すること。（千円未満切り捨て）

（※4）「備考」には、補助対象経費の積算根拠や複数事業を実施する場合の事業分類等を記載すること。